

蒲生俊文の履歴書および辞令

堀 口 良 一

目 次

解説

注

文献

資料1 履歴書

資料2 辞令

解 説

以下で、日本における安全運動の先駆者の一人である蒲生俊文（1883～1966年）の履歴書3通および辞令44通を紹介する。蒲生俊文については別稿¹に譲り、ここでは、以下で紹介する履歴書および辞令の意義と資料の概要について説明しておきたい。

まず、蒲生が安全運動——とくに戦前期——に大きな足跡を残したにもかかわらず、今日、忘れられた存在となっている一つの理由は、人名事典に登載されていないことにある²。そして、この背景に、蒲生が関わった団体の関係者には知られてはいても³、社会一般には、よく知られていないという事情があるように思われる。ここで紹介する蒲生の履歴書と辞令は、他の文献や資料では知りえない貴重な内容を含んでおり、蒲生の生涯を正確に辿るための一次資料としての意義がある。それは、蒲生の活動を振り返れば容易にわかるように、彼が取り組んだ安全運動だけでなく、安全運

動の拠点となった関連団体——とくに、安全第一協会、産業福利協会、協調会、大日本産業報国会——の研究にとっても有益な資料である。

次に、履歴書と辞令の概要について解説しておこう。

履歴書3通については、その概要を下の表1に示しているが、「大正十年九月」の日付のもの、日付はなく社会局の履歴用紙に書かれたもの、そして「昭和三十三年九月三日」の日付のものがある。ここでは、これらの履歴書を、それぞれ大正履歴書、社会局履歴書、および昭和履歴書と呼んでおく。3通とも加筆修正箇所があるため、すべて下書きである。清書された履歴書は当然ながら提出先にあり、手元には残っていない。

大正履歴書は「大正十年九月」作成と記され、日付の記載はない。当時、蒲生は東京電気株式会社に勤務する傍ら、民間の安全運動団体の中心的存在として活躍していた⁴。その後、「大正十年三月一日」に協調会の事務を嘱託され（資料2の辞令22参照）、また関東大震災後の「大正十二年十月五日」に帝都復興院に職を得ているが（資料2の辞令24参照）、両方とも時期的に大正履歴書との関連は考えられない。この時期に履歴書が必要とされる可能性が最も高いのは、1922年（大正11年）4月から明治大学で教鞭を執り始めることであろう。つまり、この履歴書は大学から講師（非常勤）として採用されるに当たって提出を求められたと思われる。なお、履歴書の末尾に教職暦があるが、それは、のちに書き加えられたものである。

社会局履歴書については、作成者の記載が欠落していること、大正履歴書と筆跡が異なること、修正の指示が多数みられることなどから判断して、蒲生の自筆履歴書を（おそらく社会局の人事担当者が）書き写したものである。また、作成の日付は欠落しているが、履歴の最終事項が大正「十三年三月十日」に社会局第一部「監督課勤務ヲ命ス」と記載されているので、当時、社会局の嘱託（資料2の辞令28参照）であった蒲生が、翌年1925年（大正14年）11月に発足する社会局の外郭団体・産業福利協会⁵

に採用される際に（資料2の辞令29参照）、提出を求められたものであろう。したがって、そこから作成の時期を推定すれば、1924年（大正13年）3月から1925年11月の間ということになる。なお、この履歴書には多数の修正の指示や訂正箇所が見られるが、それは社会局の指示であろう。

昭和履歴書は「昭和三十三年九月三日」に作成されたもので、安全運動に関する記述が詳しく書かれていることを踏まえれば、1959年（昭和34年）4月に設置される産業災害防止対策審議会の委員就任、あるいは、それに先立って1958年9月20日に発足した臨時産業災害防止懇談会の委員就任に際して提出を求められた履歴書の可能性が高い。ここでは時期的に近接している後者を挙げておく⁶。

表1 履歴書3通の概要

	作成時期	提出先（推定）
大正履歴書	1921年9月	明治大学
社会局履歴書	1924年3月～1925年11月（推定）	産業福利協会
昭和履歴書	1958年9月3日	臨時産業災害防止懇談会

また、辞令44通については、その概要を表2に示したが、1908年（明治41年）から1963年（昭和38年）までの時期にわたり、東京市3通、統監府3通、大蔵省2通、度支部（大韓帝国政府）1通、東京電気15通、協調会9通、帝都復興院2通、社会局（内務省）1通、産業福利協会4通、大日本産業報国会3通、総理府1通を含んでいる。これらの辞令は、履歴書に反映されているものも含まれているが、そうでないものもあり、履歴書の内容を補足し、かつそれを正確に裏付ける貴重な資料といえる。

表2 辞令44通の概要

	日付	発令機関
辞令1	1908年3月2日	東京市参事会
辞令2	1908年3月2日	東京市役所
辞令3	1908年3月13日	統監府
辞令4	1908年3月13日	統監府
辞令5	1908年3月13日	大蔵省
辞令6	1908年3月13日	副統監(統監代理)
辞令7	1908年3月28日	東京市参事会
辞令8	1908年4月11日	大蔵省
辞令9	1908年5月18日	度支部
辞令10	1911年12月23日	東京電気株式会社
辞令11	1911年12月23日	東京電気株式会社
辞令12	1913年2月12日	東京電気株式会社
辞令13	1913年8月1日	東京電気株式会社
辞令14	1913年12月1日	東京電気株式会社
辞令15	1914年10月16日	東京電気株式会社
辞令16	1914年10月16日	東京電気株式会社
辞令17	1914年10月16日	東京電気株式会社
辞令18	1915年12月1日	東京電気株式会社
辞令19	1917年12月1日	東京電気株式会社
辞令20	1918年12月1日	東京電気株式会社
辞令21	1918年12月1日	東京電気株式会社
辞令22	1921年3月1日	財団法人協調会
辞令23	1921年9月1日	東京電気株式会社
辞令24	1923年10月5日	帝都復興院
辞令25	1923年11月30日	東京電気株式会社
辞令26	1923年12月1日	東京電気株式会社
辞令27	1924年2月23日	帝都復興院
辞令28	1924年3月10日	社会局
辞令29	1925年11月26日	産業福利協会会長
辞令30	1927年3月31日	産業福利協会
辞令31	1927年5月4日	産業福利協会会長

辞令32	1930年12月18日	財団法人産業福利協会 ⁷
辞令33	1936年 3 月31日	財団法人協調会
辞令34	1936年 3 月31日	財団法人協調会
辞令35	1936年 7 月10日	財団法人協調会
辞令36	1936年10月 1 日	財団法人協調会
辞令37	1937年 3 月31日	財団法人協調会
辞令38	1937年 4 月30日	財団法人協調会会長
辞令39	1937年 4 月30日	財団法人協調会会長
辞令40	1937年 4 月30日	財団法人協調会
辞令41	1941年 3 月31日	大日本産業報国会会長
辞令42	1941年 9 月 4 日	大日本産業報国会会長
辞令43	1941年12月 6 日	大日本産業報国会会長
辞令44	1963年 6 月14日	総理府（内閣総理大臣）

なお、これらの履歴書および辞令は、蒲生俊文が住んでいた自宅に保管されていたものである。

注

- 堀口良一「蒲生俊文と安全運動」、近畿大学法学会『近畿大学法学』第49巻第2・3号、2002年。
- ただし、戦前に出版された人名事典には記載されている。たとえば、「知名の人士を網羅」したという『大衆人事録 東京篇 第十四版』（帝国秘密探偵社、1942年）には次のように記載されている。「蒲生俊文 協調会常務理事 産業福利部長 杉並区馬橋一ノ九 電中野六二二二 【閨歴】 岐阜県俊孝長男明治十六年四月九日生る同四十年東大政治科卒業東京電気庶務課長産業福利協会常務理事を経て昭和十二年五月現職就任 宗教浄土宗 趣味読書と歌俳句 【家庭】 妻純子（明二二） 鹿児島県長谷場源四郎二女神戸女学院卒 長男俊仁（大一〇） 二女智恵子（昭元）」（谷元二編『昭和人名辞典 第1巻 東京篇』日本図書センター、1987年、293ページ）。
- 全日本産業安全連合会編著『安全運動のあゆみ』1963年、中央労働災害防止協会編著『日本の安全衛生運動——五十年の回顧と展望——』1971年、同『安全衛生運動史——労働保護から快適職場への七〇年——』1984年、など。
- 堀口良一「安全第一協会について」、近畿大学法学会『近畿大学法学』第55巻

- 第3号、2007年12月、参照。
- 5 堀口良一「産業福利協会について——戦前日本における労資協調と労働安全——」、社会政策学会『社会政策学会誌』第19号、2008年3月、参照。
 - 6 政府は総理府設置法の改正により産業災害防止対策審議会を1959年4月に設置（1967年3月31日廃止）したが、蒲生は1964年3月31日までの最初の5年間、委員を務めた（『職員録 昭和35年版（上）』大蔵省印刷局、1959年、70ページ；『職員録 昭和36年版（上）』大蔵省印刷局、1960年、71ページ；『職員録 昭和37年版（上）』大蔵省印刷局、1961年、74ページ；『職員録 昭和38年版（上）』大蔵省印刷局、1962年、75ページ；『職員録 1964上』大蔵省印刷局、1963年、76ページ）。辞令44は1963年度の産業災害防止対策審議会委員への委嘱の辞令である。そして、これに先立って臨時産業災害防止懇談会が発足し——1958年9月20日、首相は30名の民間人に臨時産業災害防止委員を委嘱発令し、同委員が臨時産業災害防止懇談会を構成した（全日本産業安全連合会編集・発行『安全運動のあゆみ』1963年、238ページ）——、おそらく蒲生もこの委員の就任を求められたと考えられる。したがって、昭和履歴書の提出先は、資料で確認はできないが、同懇談会が産業災害防止審議会の準備組織であることと発足時期から考えれば、同懇談会だと推定するのが自然であろう。
 - 7 産業福利協会は1929年2月から財団法人となる（前掲堀口論文「産業福利協会について——戦前日本における労資協調と労働安全——」199ページ、参照）。

文 献

- 大蔵省印刷局編集・発行『職員録 昭和35年版（上）』1959年。
——『職員録 昭和36年版（上）』1960年。
——『職員録 昭和37年版（上）』1961年。
——『職員録 昭和38年版（上）』1962年。
——『職員録 1964上』1963年。
全日本産業安全連合会編集・発行『安全運動のあゆみ』1963年。
谷元二編『昭和人名辞典 第1巻 東京篇』日本図書センター、1987年（原著：谷元二編『大衆人事録 東京篇 第十四版』帝国秘密探偵社、1942年）。
中央労働災害防止協会編集・発行『日本の安全衛生運動——五十年の回顧と展望——』1971年。
——『安全衛生運動史——労働保護から快適職場への七〇年——』1984年。
堀口良一「蒲生俊文と安全運動」、近畿大学法学会『近畿大学法学』第49巻第2・3号、2002年、127～163ページ。
——「安全第一協会について」、近畿大学法学会『近畿大学法学』第55巻第3号、2007年12月、1～31ページ。
——「産業福利協会について——戦前日本における労資協調と労働安

全——」、社会政策学会『社会政策学会誌』第19号、2008年3月、197～216ページ。

資料1 履歴書

- 凡例
- ・履歴書に印刷されている罫線等は略した。
 - ・旧漢字を一部、改めた。
 - ・改行は原文のとおりに表示するか、改行箇所を／で示した。
 - ・加筆されたと推定される箇所は { } 内に示した。
 - ・削除を示す取り消し線は、すべて2本線で示した。
 - ・堀口による注記は [] 内または欄外に示した。

大正履歴書

					履 歴 書
				原籍	岐阜縣大野郡高山町大字三町
				現住所	九百貳拾貳番地戸主(注)
				蒲生俊文	神奈川縣橘樹郡川崎町下新宿
				拾九番地	
				蒲生俊文	
				明治拾六年四月九日生	
				学歴	
				明治廿一年四月茨城縣下妻尋常小學校二人學ス	
				明治廿五年四月茨城縣龍ヶ崎高等小學校二人學ス	
				明治廿八年三月同校三學年修了同四月東京市私立錦	
				城 ^{マヂ} 中 ^{マヂ} 学校二人學ス	

大正履歴書1枚目右頁

注 この行の上方に「蒲生俊文」の押印がある。

明治卅一年九月山形縣莊内中學校四学年ニ轉校ス

明治卅三年三月同校ヲ卒業ス

明治卅三年七月仙臺市第二高等學校一部英法科

ニ入學ス

明治卅六年七月同校ヲ卒業ス

明治卅六年九月東京帝國大學法科大學政治学科

ニ入學ス

明治四十年七月右卒業ス

官 歴

明治四十一年三月任統監府屬兼大藏屬韓國政府度

支部事務囑托トナル大藏省主税局勤務

明治四十二年一月度支部ノ命ニヨリ財務行政調査ノ為メニ

大正履歴書 1 枚目左頁

東京横濱秦野大阪神戸ノ諸官衙及不動産

銀行ニ出張ス

明治四十二年五月依願解嘱托辞統監府属兼大

蔵属

(大正十一年一月〔十月の誤り〕)

帝都復興院事ムヲ嘱託ス

同十三年二月嘱託ヲ解ケ(注)

民業歴

明治四十四年拾弍月東京電気株式会社ニ入社ス

大正二年二月工業部庶務課長ニ任ス工業部

長秘書事務、労働問題ノ調査研究並ニ福

利増進事業ノ施設ヲ執掌ス

(大正三年十月工業部購買課長兼庶務課長ニ任ズ)

大正八年四月組織変更ト共ニ秘書課人事係長

ニ任ジ直接社長監督ノ下ニ一切ノ人事並ニ労

働問題ノ調査研究、福利増進事業ノ施設

大正履歴書 2 枚目右頁

注 この3行は欄外(上方)に加筆されている。

ニ従事ス

大正十年九月重役直屬従業者福利係長トシテ

一切ノ福利事業職工ニ関スル一切事務並ニ勞

働問題及ビ之ニ関連スル一切問題ヲ掌シ（ヲ司掌シ）会社並ニ

工場管理（経営）ニ対シ助言ノ責ニ任ズ

（大正十一年七月組織變更ト共ニ総務部福利課長ニ任ズ職責

元ノ如シ）

安全事業歴

大正四年 卅（社会ニ率先シテ）東京電気株式会社内ニ安全

委員会（制度）ヲ創設（ス）ト當時の間縣知事有吉忠十氏

ノ賞讃ヲ博ス

大正七年（六年の誤記）二月内田嘉吉氏等ト安全第一協会

ヲ総轄シ理事トシテ専ラ其衝ニ当リ（且ツ）雑誌安全

第一ヲ発行ス及ビ講演

大正履歴書 2 枚目左頁

大正八年五月文部省教育博物館が災害防止

展覧会開催ノ旨ヲ以テ同館長ヨリ助力方申越

ニヨリ忠告ノ任ニ当リ且ツ右開期中ニ安全週間

ノ発起ヲ為シ社会各方面ノ賛助ニヨリ日本ニ最初ノ

安全週間ヲ行フ

大正八年七月中央災害防止協会設立ト共ニ

幹事トナル

大正九年十月神奈川縣工場懇話会所属ノ工場

ニ安全日実行ノ委員トシテ立案施設ニ当ル

大正九(十)年三月東京工場懇話会各工場ニ安全

日実行委員トシテ盡力ス

大正十年四月ヨリ協調会社会政策講習所

大正履歴書 3 枚目右頁

ニ講師トシテ災害予防ヲ講ズ現在ニ至ル

公 職 歴

大正八年八月橋工場協会副会長就任

大正十年三月（財団法人）協調会事務囑托トナル（注1）

大正十年三月川寄町会議員選任

大正十年四月川寄町學務委員選任

教 職 歴

大正十一年四月（ヨリ）明治大学講師トシテ法学部

ニ於テ労働法（講坐）商学部ニ於テ工（工）場管理

講坐ヲ擔任ス（注2）

右之通相違無之候也

大正十年九月 右

蒲 生 俊 文

大正履歴書 3 枚目左頁

注1 この1行は、「大正十年四月 川寄町学務委員選任」の次の行に記載され、矢印で、ここに挿入するよう指示されている。

注2 この教職歴の部分4行は末尾（「蒲生俊文」のあと）に記載され、矢印でここに挿入するよう指示されている。

社会局履歴書

位 勲 爵	〔空欄〕	名氏	蒲 生 俊 文
博 士	〔空欄〕	名氏	〔空欄〕
府縣族籍	〔空欄〕	名氏	〔空欄〕
生年月日	明治十六年四月九日		
原 籍	岐阜縣大野郡高山町大字三町九百二十二番地		
現住所	〔空欄〕		
年 號	月 日	任 免 賞 罰 事 故	官 衙
	明治二十年四月	茨城縣下妻尋常小學校十八學末	
	〔二十八三年三月〕		
	廿五年四月	茨城縣龍ヶ崎高等小學校十八學末〔三学年修了〕	
	廿八年五月	同校十八學年修了	
	四月	東京市私立錦城中學校二入學ス	
	三十一年九月	山形縣莊内中學校四學年二轉校ス	
	三十三年三月	同校ヲ卒業ス	
	同年 七月	仙臺市第二高等學校一部英法科二入學ス	
	三十六年七月	同校ヲ卒業ス	

社会局履歴書1枚目右頁

三十六年九月	東京帝國大學法科大學政治学科ニ入学ス	
四十年 七月	同校ヲ卒業ス	
四十一年三月	任統監府属（在官ノ儘）兼（任）大蔵属	統監府
（四十一年三月）		大蔵省
（注1）	韓圉政府（ノ聘用ニ應ズル件許可ス）度支部事務囑託トナル	度支部（注2）
	大蔵省主税局勤務	
四十二年一月	度支部ノ命ニヨリ財務行政調査ノ為ニ	
	東京横濱秦野大坂神戸ノ諸官衙及不動	
	産銀行ニ出張ス	
同年 五月	依願解（ <small>キヤウ</small> ）囑託 _ニ 解 _ス （注3）	度支部（注4）
	（度支部囑託ヲ解カレタルニツキ当然廢官）	
（注5）	統監府属兼大蔵属ヲ辭ス	統監府
四十四年十二月	東京電気株式会社ニ入社ス	
大正二年 二月	工業部庶務課長ニ任ス	
	工業部庶務課長（長秘書事務）ニ労働問題ノ調査研究	
	並ニ福利増進事業ノ施設ヲ鞅掌（鞅掌）ス	

社会局履歴書1枚目左頁

- 注1 欄外に「辞令文ノ通り訂正ノノヲ要スコト」と注記されている。
- 注2 ここには「官衙名記入ヲノコトノ要ス」と注記されている。
- 注3 「依願キヤウ囑託_ニ解_ス」は「依願シテ囑託ヲ解ク」を意味する。
- 注4 ここには「官衙名記入ノコト」と注記されている。
- 注5 欄外に「辞令文ノ通り訂正ノノヲ要スコト」と注記されている。

三年	十月	工業部購買課長兼庶務課長ニ任ス
四年		社会ニ卒先シテ東京電気株式会社内ニ 安全委員会ヲ創設ス
七年〔六年〕	二月	内田嘉吉氏等ト安全第一協会ヲ総 轄シ理事トシテ専ラ其衝ニ當リ雜誌安全 第一ヲ發行ス
八年	四月	組織變更ト共ニ秘書課人事係長ニ任シ直接 社長監督ノ下ニ一切ノ人事並労働問題ノ 調査研究福利増進事業ノ施設ニ従事ス
八年	五月	文部省教育博物館ガ災害防止展覽會 開催ノ旨ヲ以テ同館長ヨリ助力方申越ニヨリ 一忠告ノ任ニ當リ且ツ右開期中ニ安全週間 ノ發起ヲ為シ社会各方面ノ賛助ニヨリ日本ニ 最初ノ安全週間ヲ行フ

社会局履歷書 2 枚目右頁

八年	七月	中央災害防止協會設立ト共ニ之ガ幹事トナル
八月	八月	橋工場協會副會長就任
九年	十月	神奈川縣工場懇話會所屬ノ工場ニ安全 日實行ノ委員トシテ之カ立案施設ニ當ル
(注)	十年	本會事務ヲ囑託ス〔協調會事務囑託〕
同年	三月	東京工場懇話會〔所屬ノ〕各工場ニ安全日實行委員 トシテ之ガ立案施設ニ當ル
同年	同月	川崎町町會議員選任
同年	同月	川崎町學務委員選任
同年	四月	協調會社會政策講習所ニ講師トシテ災害 豫防ヲ講ス
同年	同月	重役直屬從業者福利係長トシテ一切ノ福利 事業職工ニ関スル一切事務並労働問題並〔及〕之 ニ関連スル一切問題ヲ司掌シ會社並工場管

財団法人
協調會

社会局履歴書 2 枚目左頁

注 欄外に「辞令文ノ通り記入ノコト」と注記されている。

十一年	四月	理ニ関シ助言ノ責ニ任ス 明治大學講師トシテ法學部ニ労働法講座 商學部ニ工場管理講座ヲ擔任ス	
十二年	七月	東京電気株式會社組織變更ト共ニ總務部 福利課長ニ任ス職責元ノ如シ	
十三年十一月		申出ニ依リ解傭ス職ス	
(注1)	十月	(帝都復興院事務ヲ囑託ス) (注2)	帝都復興院 (注3)
	十三年 二月	(月手当金貳百円ヲ給ス)	帝都復興院 (注5)
	三月十日	囑託ヲ解ク (注4)	社會局
		第一部署務取扱ヲ囑託ス	
		月手当百圓給與	
		監督課勤務ヲ命ス	同 第一部
		(以下余白)	

社会局履歷書3枚目右頁

- 注1 欄外の「辞令文ノ通り記ノ入ノコト」と注記されている。
 注2 この加筆部分には当初「(帝都復興院事務囑託)」と注記されていた。
 注3 「官衙名ノ記入ノコト」と注記されている。
 注4 ここに「(囑託ヲ解ク)?」と注記されている。
 注5 注3と一括して同じ注記がなされている。

昭和履歴書

履歴書	
原籍	東京都杉並区馬橋一丁目九番地
現住所	同前
蒲生俊文	
明治十六年四月九日生	
学歴	
明治四十年七月東京帝国大学法科大学政治学科卒業	
業歴	
明治四十四年東京電気株式会社工業部庶務課長	
大正三年同社内ニ安全運動ヲ創設ス	
大正四年始メテ工場安全委員会ヲ組織ス	
大正六年安全第一協会ヲ組織シ理事トシテ「安全第一」ヲ発行、安全運動ノ社会化ニ努力ス	

昭和履歴書 1 枚目右頁

大正八年東京市及隣接町村ヲ区域トシテ始メテ安全週間運動ヲ行
フ、此時緑十字安全マークヲ定ム
大正九年神奈川県工場懇話会ノ委嘱ニヨリ委員長トシテ工場安全
デーヲ立案指導ス
同年 財団法人協調会社会政策講習所ニ「災害豫防」ヲ講ズ
大正十一年四月ヨリ（昭和廿二年三月マデ）明治大学ニ「労働保護法規」「労働
管理」「工場管理」ノ講座を担当ス
大正十三年東京電気株式会社ヲ辞ス
大正十四年内務省社会局囑託トシテ財団法人産業福利協会常
務理事就任 安全運動並産業福利施設指導
昭和三年一道三府二十一縣連合安全週間ノ立案及ビ趣旨宣布
ノ為メ各府縣ヲ巡回ス、此際緑十字ヲ全国安全マークト決定
昭和四年全国安全週間ノ立案指導ニ当ル

昭和履歷書1枚目左頁

昭和十一年財団法人協調会ト財団法人産業福利協会ト合併、安全

運動並一般福利施設ヲ総括ス

昭和十二年右協調会常務理事産業福利部長就任

(追加)米国ノ例ニ倣ヒ全国安全大会ヲ開催ス(注)

昭和十六年大日本産業報国会ト産業福利部ト合併、安全

部長トシテ勤務、次デ中央本部理事トナル

終戦後産報会理事タリシ所以ヲ以テ追放サレタルモ宛モGHQ内ニ勞

働顧問委員会組織サレタルニ際シ同会ノ依嘱ニヨリ特別労働顧

問トシテ勤務シタリ

目下全国産業安全連合会顧問、名与^{ナヨ}会員、日本安全衛生協会

会長、日本安全研究所々々長就任

海外関係

昭和二年国際労働總會ニ際シ委員附トシテ渡歐シ専ラ欧米各国ノ安全

衛生博物館ヲ調査シ且ツ米全国安全大会ニ出席ス

昭和履歴書 2 枚目右頁

注 この加筆部分にある全国安全大会の開催年は「昭和十二年」(1937年)ではなく、正しくは昭和7年(1932年)である。西暦和暦の換算間違いであろう。

其後世界各国ノ協力ヲ図リ米國キヤメロン氏ヲ通ジテ世界安全會議
ヲ發起賛成ノ下ニ成立、第一回ヲアムステルダムニ於テ行ヒ第二回ヲイタリ
ニ於テ行フベキニ当リ大戦突発シタリ
戦後再び各國ノ協力ヲ図リ各國主要安全團體ト連絡シタル結果昭和
三十年六月欧州安全連合會創設サル
昭和卅三年十月米國全国安全大會ニ招カレ且ツ産業衛生専門視察團ニ
參加シ渡米ス

賞罰

昭和十五年明治大學六十周年記念式ニ際シ永年勤続ニ付表彰サル
昭和廿五年（七月）労働大臣ヨリ安全運動ノ先覚者トシテ表彰サル
昭和卅二年十一月産業安全運動創始、普及指導ニ付藍綬褒章授与
右ノ通相違アリマセン

昭和卅三年九月三日（注）

右 蒲生 俊 文

昭和履歷書 2 枚目右頁

注 「九月三日」は「三」の一番下の横線に短い縦線が入っているため、「九月二十日」とも読める。

資料2 辞令

- 凡例
- ・辞令に印刷されている罫線等は略した。
 - ・辞令の用紙は、すべて長方形であり、横が長いものと縦が長いものがある。ここでは横長と縦長の区別にとどめ、用紙の大きさの区別はしていない。
 - ・改行は原文のとおり表記した。
 - ・旧漢字を一部、改めた。
 - ・辞令にある押印は注で補足した。
 - ・堀口による注記は辞令の右側に示した。



辞令 1

「東京市参事会」の押印あり。

辞令 2

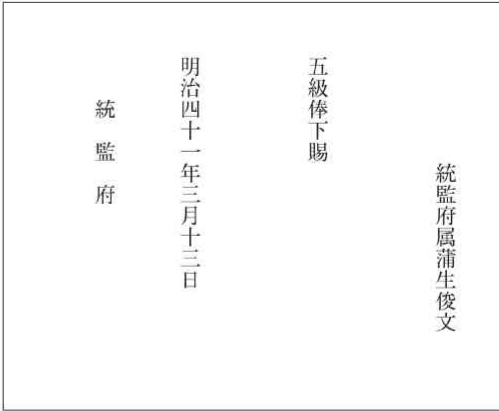
勸業課勤務ヲ命ス
事務員蒲生俊文
明治四十一年三月二日
東京市役所

辞令 3

「統監府印」の押印あり。

任統監府属
蒲生俊文
明治四十一年三月十三日

辞令 4



辞令 5

「大蔵省印」の押印あり。



辞令 6

「副統監印」の押印あり。

統監府属兼大蔵属蒲生俊文

在官ノ儘韓国政府ノ聘用ニ応シ並
同政府ヨリ給与ヲ受ケル件許可ス

明治四十一年三月十三日

統監代理

副統監子爵曾禰荒助

辞令 7

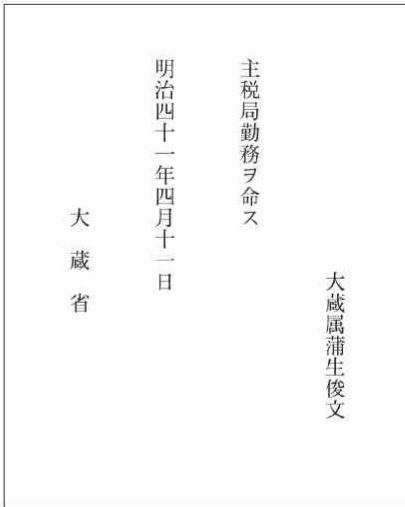
東京市事務員蒲生俊文

依願免事務員

明治四十一年三月廿八日

東京市参事会

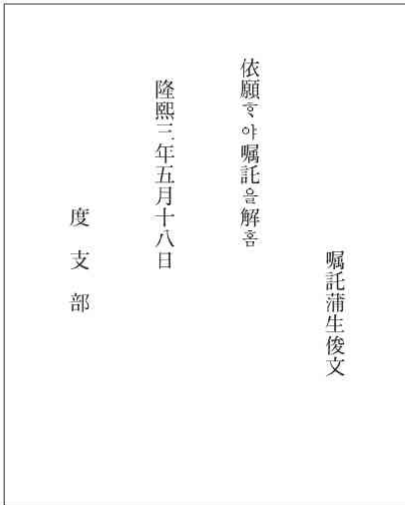
辞令 8



辞令 9

「度支部印」の押印あり。「依願マテ嘱託ヲ解ク」の意味は「依願シテ嘱託ヲ解ク」である。

「隆熙」は大韓帝国の元号で、「隆熙三年」は1908年である。



法学士 蒲生俊文
本公司書記ニ採用ス
但月給金五十円支給
明治四十四年十二月廿三日
東京電気株式会社

辞令10

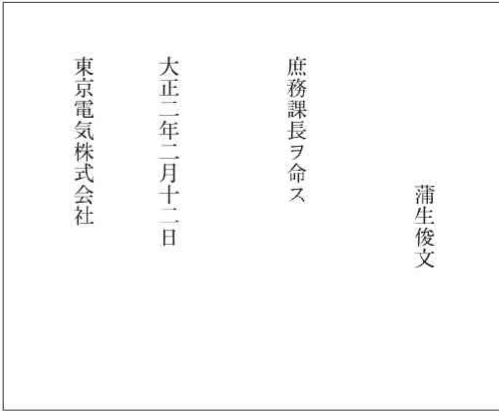
「東京電気株式会社印」の
押印あり。

書記 蒲生俊文
庶務掛ヲ命ス
明治四十四年十二月廿三日
東京電気株式会社

辞令11

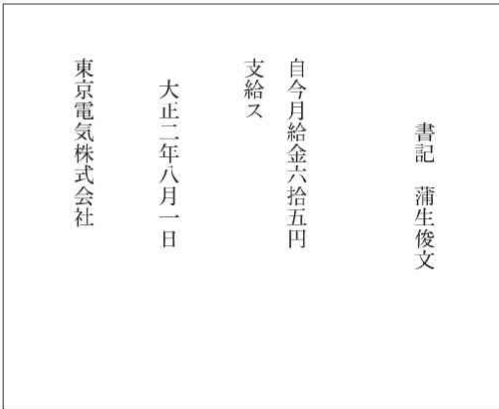
「東京電気株式会社印」の
押印あり。

蒲生俊文の履歴書および辞令



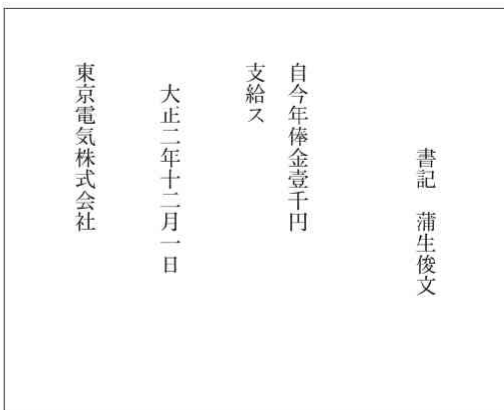
辞令12

「東京電気株式会社印」の
押印あり。



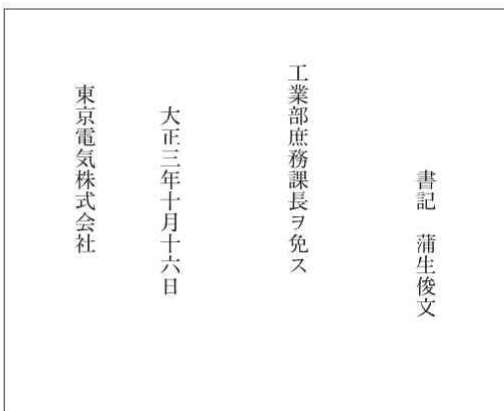
辞令13

「東京電気株式会社印」の
押印あり。



辞令14

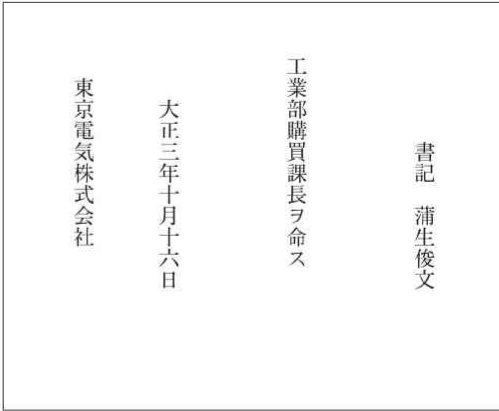
「東京電気株式会社印」の
押印あり。



辞令15

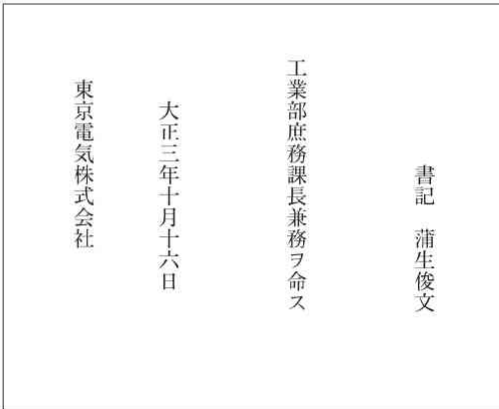
「東京電気株式会社印」の
押印あり。

蒲生俊文の履歴書および辞令



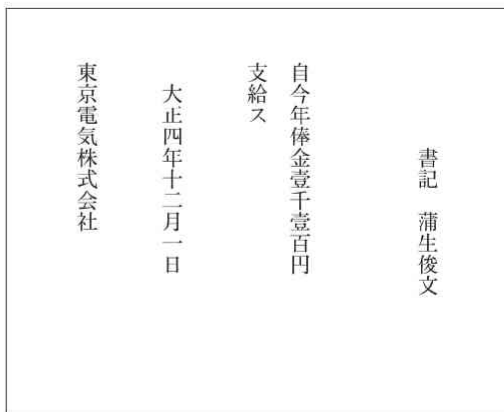
辞令16

「東京電気株式会社印」の
押印あり。



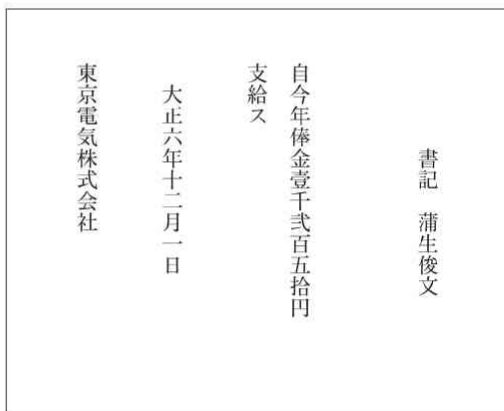
辞令17

「東京電気株式会社印」の
押印あり。



辞令18

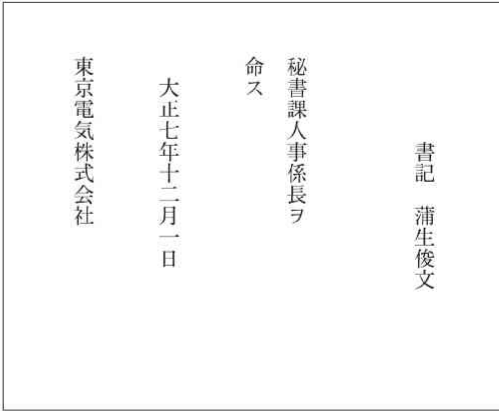
「東京電気株式会社印」の
押印あり。



辞令19

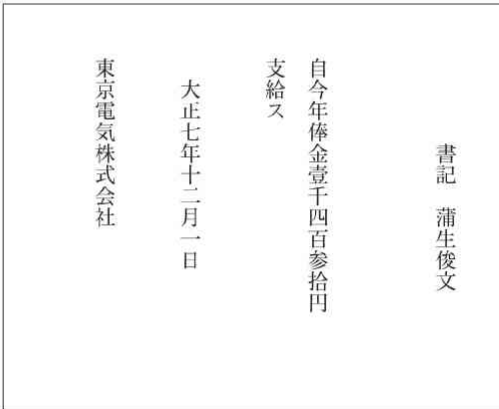
「東京電気株式会社印」の
押印あり。

蒲生俊文の履歴書および辞令



辞令20

「東京電気株式会社印」の
押印あり。



辞令21

「東京電気株式会社印」の
押印あり。

蒲生俊文氏
本会事務ヲ嘱託ス
大正十年三月一日
財団法人協
調
会

辞令22

「財団法人協調会」の押印あり。

書記 蒲生俊文
自今年俸金壹千八百五拾円
支給ス
大正十年九月一日
東京電気株式会社

辞令23

「東京電気株式会社印」の
押印あり。

辞令24

蒲生俊文
帝都復興院事務ヲ囑託ス
月手当金貳百円ヲ支給ス
大正十二年十月五日
帝都復興院

辞令25

「東京電気株式会社印」の押印あり。

社員 蒲生俊文
申出ニ依リ解職ス
大正拾貳年拾壹月參拾日
東京電気株式会社

当社総務部ノ事務ヲ囑托ス
但其期間ヲ大正拾参年参月末日迄トシ其期間分
金六百円ヲ支給
大正拾貳年拾貳月壹日
東京電気株式会社

辞令26

「財団法人協調会」の押印あり。

蒲生 俊文

囑託ヲ解ク
大正十三年二月廿三日
帝都復興院

辞令27

帝都復興院事務囑託蒲生俊文

辞令28

蒲生俊文

第一事務取扱ヲ囑託ス
月手当百円給与

大正十三年三月十日

社会局

辞令29

蒲生俊文

本公幹事ヲ囑託ス

大正十四年十一月二十六日

産業福利協会の会長岡隆一郎

辞令30

手
当
ト
シ
テ
月
五
拾
円
給
与

幹
事
蒲
生
俊
文

昭
和
二
年
三
月
三
十
一
日

産
業
福
利
協
会

辞令31

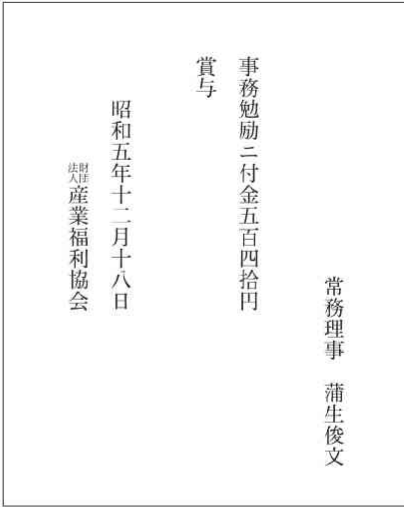
本
会
理
事
兼
幹
事
ヲ
依
嘱
ス

蒲
生
俊
文

昭
和
二
年
五
月
四
日

産
業
福
利
協
会
々
々
長
岡
隆
一
郎

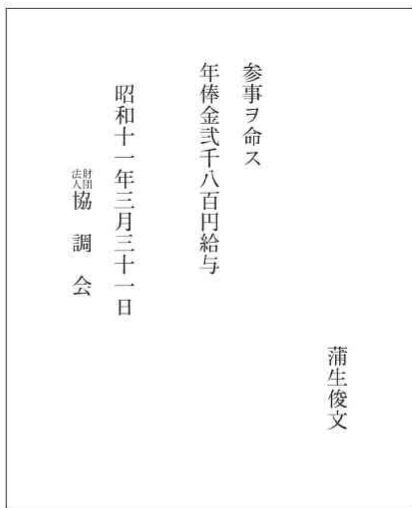
辞令32



辞令33

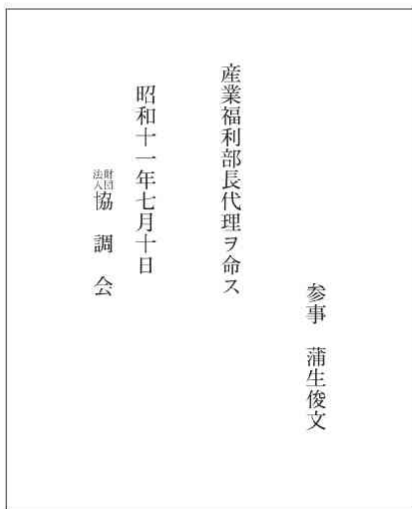
「財団法人協調会」の押印あり。





辞令34

「財団法人協調会」の押印あり。

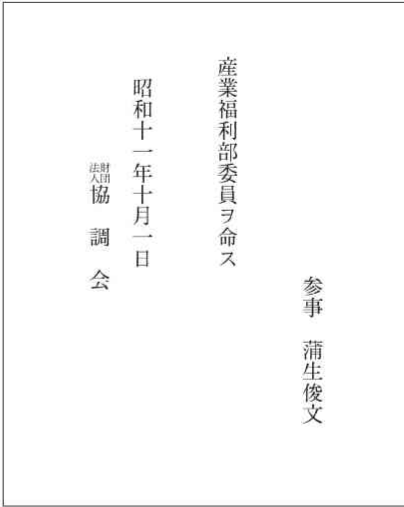


辞令35

「財団法人協調会」の押印あり。

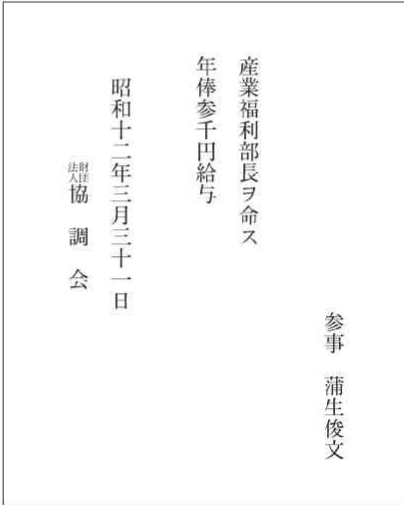
辞令36

「財団法人協調会」の押印あり。



辞令37

「財団法人協調会」の押印あり。



評議員ヲ囑託ス
常議員ヲ囑託ス
理事ヲ囑託ス

昭和十二年四月三十日

財団法人協調会会長 公爵徳川家達

蒲生俊文氏

辞令38

「財団法人協調会会長」の押印あり。

常務理事ニ選任ス

昭和十二年四月三十日

財団法人協調会会長 公爵徳川家達

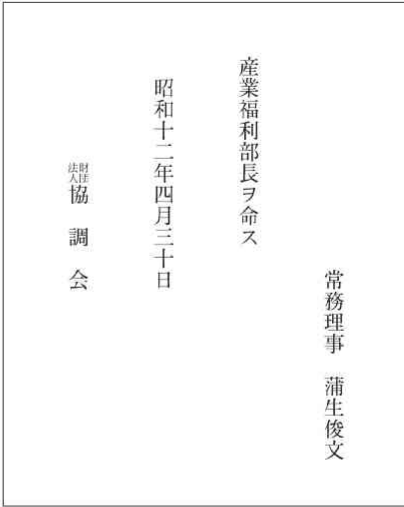
理事 蒲生俊文

辞令39

「財団法人協調会会長」の押印あり。

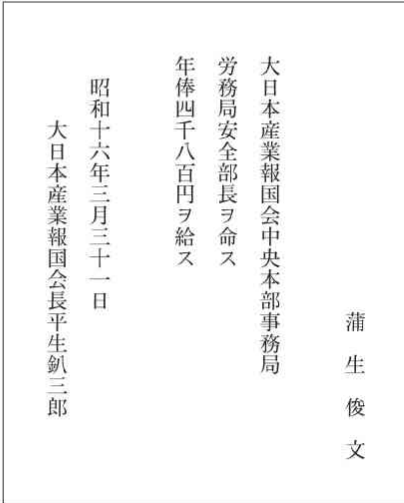
辞令40

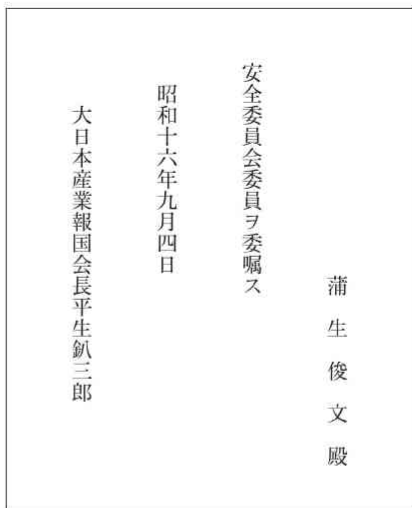
「財団法人協調会」の押印あり。なお、産業福利部長は同年3月31日に任命されている（辞令37参照）ので、1か月後に再度、任命された理由は明らかでない。



辞令41

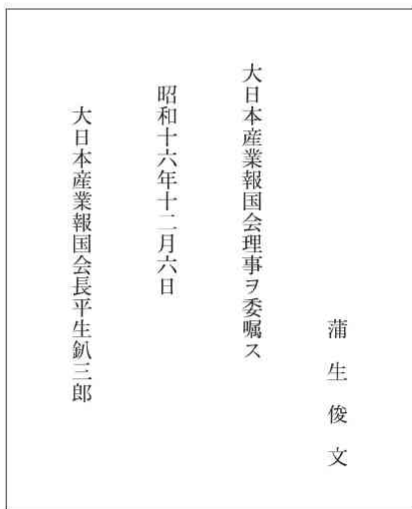
「大日本産業報国会長之印」の押印あり。





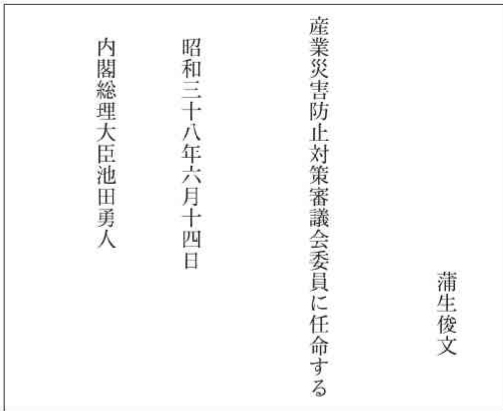
辞令42

「大日本産業報国会長之印」の押印あり。



辞令43

「大日本産業報国会長之印」の押印あり。



辞令44

「内閣総理大臣之印」の押印あり。

謝 辞

履歴書および辞令の閲覧の便宜をはかって下さり、その公表につきご承諾下さいました蒲生俊敬氏に対し、厚く御礼申し上げます。また、資料のハンゲル読解でご教示いただきました言語学者（韓国語学）の須賀井義教氏に対し、心より感謝申し上げます。

付 記

本稿は、科学研究費補助金による研究課題「蒲生俊文の伝記的研究——戦前期日本における安全運動の基礎的研究——」（研究代表者・堀口良一、研究課題番号21530575、研究期間2009～2011年度、研究分野・社会学、研究種目・基盤研究(C)）の成果の一部である。